住所　岡山市南区東畦112番地6
姜愛民　昭和60年5月25日生
住所　茨城県ひたちなか市大字田彦1416番地2
馬潔　昭和53年5月15日生
住所　滋賀県大津市唐橋町3番21―915号
李在弘　昭和59年7月25日生
住所　滋賀県彦根市京町3丁目4番25号
崔丁順　昭和12年8月27日生
李徳雨　昭和35年2月28日生
柳明順　昭和36年5月5日生
住所　大阪府吹田市江坂町1丁目14番20号
李相徳　昭和61年7月28日生
住所　大阪府枚方市田口2丁目27番30号
李相孝　平成元年7月10日生
住所　滋賀県近江八幡市安土町下豊浦8017番地3
秋志穂　昭和26年1月29日生
住所　滋賀県彦根市小泉町620番地52
グエン・ユイ・アン　昭和58年4月5日生
住所　東京都文京区大塚5丁目13番10―202号
曲辰　昭和62年7月1日生
住所　福岡市博多区博多駅前4丁目22番14―1004号
蔡秋子　昭和37年9月15日生
金和誉　平成7年4月10日生
金誠和　平成9年5月3日生
住所　東京都葛飾区細田1丁目14番2号
李暁清　昭和46年9月2日生
住所　静岡県浜松市南区河輪町70番地1
ダーレス・クニミツ・トシミツ　昭和44年11月16日生
クレオニセ・ヒサコ・カトウ・トシミツ　昭和43年3月28日生
イゴル・ナオト・トシミツ　平成10年9月27日生
デミ・ナミエ・トシミツ　平成12年3月15日生
住所　浜松市中区葵西1丁目1番50号
ブルーノ・カズイチ・ミヤベ　昭和63年7月2日生
住所　浜松市中区南伊場町7番6号
金哲右　昭和55年1月10日生
住所　三重県四日市市羽津山町1番6号
朴峻太　平成4年1月22日生
住所　石川県金沢市涌波2丁目9番6号
マウリシオ・アラン・マセド・ルビオ　昭和44年11月13日生
住所　東京都大田区池上3丁目17番20号
ラモナ・コルテサーノ・タカハシ　昭和40年2月15日生
住所　東京都世田谷区世田谷2丁目25番8―302号
鐘羅　昭和42年4月4日生
住所　東京都調布市布田6丁目12番地1
李徳江　昭和54年5月18日生
住所　川崎市川崎区本町1丁目5番地3
金成健　昭和51年1月20日生
住所　広島県東広島市西条町吉行182番地22
金香淑　昭和22年3月23日生
郭香織　昭和46年8月20日生

○外務省告示第三百七十四号

平成二十五年十一月二十八日にダッカで、バングラデシュ人民共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　佐渡島志郎在バングラデシュ大使

バングラデシュ側　ムハンマド・アブル・カラム・アザド財務省経済関係局次官

平成二十五年十二月十一日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町檜葉字細井七七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　北海道雨竜郡沼田町字更新七二七の一・字東予四三九の一・四四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　(一)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

字港町二〇七地先・二一三地先・字後山一七五地先・一八二地先・一八三地先・一八七地先・二八五地先（以上七筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三　(一)　保安林の所在場所　北海道稚内市宗谷岬四八七地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　北海道常呂郡訓子府町字常磐四八二の一・網走郡美幌町字栄森三八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八の三六二

(二)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　北海道留萌市三泊町二四五八・釧路郡釧路町別保八丁目三八から四一まで・四二の一・四三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　(一)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに留萌市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(三)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）